**長期継続契約案件について（役務）**

**①　入札金額及び契約金額について**

・役務の提供を受ける契約については、原則「年額」で設定

このため、入札書には**年額**（消費税等を除いた額）を記載してください。

**②　収入印紙について**

　契約文書により証明される金額が課税対象となるため、年額の記載であっても、契約期間を乗じて算出した金額が課税対象となります。

　印紙税額が不明な文書については、管轄する税務署にお問い合わせください。

**③　契約変更又は解約できる特約事項について**

　市の予算において当該契約に係る経費が減額または削除されたときに契約変更または解除できる旨の特約を付します。

（特記事項）

第　条　発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき契約金額について減額または削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に対して請求することができる。